

本庁舎ほか16施設照明LED化ESCO事業 基本協定書（案）

本庁舎ほか16施設照明LED化ESCO事業（以下「本事業」という。）に関して、広島市（以下「本市」という。）と○○株式会社及び○○株式会社（以下総称して「事業者」という。）との間で、以下のとおり基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（協定の目的）

第1条 本協定は、事業者が本事業の公募型プロポーザルにより、本市から優先交渉権者として選定されたことを受け、本庁舎ほか16施設照明LED化ESCO事業募集要項（以下「募集要項」という。）に定める詳細協議に関連する事項について定めることを目的とする。

（詳細協議）

第2条 事業者は、本協定に基づき、次に示す事項を実施するものとする。

- (1) 対象施設の現地調査及び詳細設計の実施
- (2) 照明設備台帳及び省エネルギー効果の検証結果の作成
- (3) 募集要項に定める契約に向けた本市との詳細協議
- 2 事業者は、現地調査及び詳細設計の実施並びに照明設備台帳及び省エネルギー効果の検証結果の作成を募集要項及び事業者の本事業提案書（以下「提案書」という。）に従って遂行しなければならない。
- 3 本市は、対象施設の現地調査の際に十分な協力をしなければならない。
- 4 本市は、対象施設の照明設備に関して保有するデータを提供するものとする。

（本協定の有効期間）

第3条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から、本市と事業者間で仮契約が締結されるまでとする。

- 2 事業者は、本協定の締結後、速やかに対象施設の現地調査及び詳細設計を実施し、照明設備台帳及び省エネルギー効果の検証結果の内容について本市の承諾を得るものとする。

（契約締結に向けた努力義務）

第4条 本市及び事業者は、募集要項及び提案書に基づき、仮契約の締結に向け各自最大限の努力を行うものとする。

（仮契約の締結）

第5条 本市及び事業者は、詳細協議の上、照明設備台帳及び省エネルギー効果の検証結果の内容について合意に至った場合、募集要項に定める仮契約を締結するものとする。

（契約の不成立）

第6条 本市及び事業者のいずれの責にも帰すことができない事由により、本市と事業者が仮契約の締結に至らなかったときは、既に本市及び事業者が本事業に関して支出した費用は、各自が負担するものとして、相互に債権債務関係が生じないことを確認する。

(権利義務譲渡等の禁止)

第7条 本市又は事業者は、相手方の事前承諾を得ることなく、本協定によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承してはならない。

2 事業者は、本協定によって生じる本市に対する債権を担保の用に供してはならない。

(秘密保持)

第8条 本市及び事業者は、本事業に関して知り得た相手方の秘密につき、相手方の書面による事前の同意を得ずして第三者に開示しないこと、並びに本協定の目的以外に使用しないことを確認する。

2 前項は、事業者が本事業を実施する中で契約する下請負人に対しても同様とする。

3 前2項の規定は、本協定期間終了後においても同様とする。

(本市の解除権)

第9条 本市は、次の各号のいずれかに該当するときに、本協定の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 事業者が正当な理由なしに、本協定に基づく義務を履行しないとき。
- (2) 事業者が本協定の内容に反し、協定の目的を達成することができないことが明らかになつたとき。
- (3) 事業者の破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始、若しくは特別清算開始の申し立てがあったとき、又は銀行取引停止処分を受けたとき等、事業者が社会的信用失墜行為を行ったことが明らかになったとき。

(事業者の解除権)

第10条 事業者は、本市が正当な理由なしに、本協定に基づく義務を履行しないときは、本協定の全部又は一部を解除することができる。

(天災等不可抗力)

第11条 天災等の本市又は事業者のいずれの責にも帰すことができない事由により本協定に基づく義務を履行できない場合は、本市事業者協議のうえ、次のいずれかによることとする。

- (1) 天災等不可抗力による状況が改善されるまで、本市又は事業者の義務を一時停止し、本協定を有効なものとして継続する。
- (2) 本市又は事業者は他方に対しての義務を履行することが不可能となった後、10日前までに通告を行ったうえで、本協定を終了する。
- (3) 前号のとき、本市は事業者が本協定に基づき履行に要した費用を、事業者が提案書で提示した現地調査及び詳細設計の金額を上限に支払うこととする。

(解除後の処理)

第12条 本市は、第9条の規定により、本協定を解除したことにより損害が生じたときは、事

業者に対しその賠償を求めることができる。

2 事業者は、第10条の規定により、本協定を解除したことにより損害が生じたときは、本市に対し、提案書で提示した現地調査及び詳細設計の金額を上限に、その賠償を求めることができる。

(裁判管轄)

第13条 本協定に関する紛争が本市事業者間に生じた場合、広島地方裁判所を専属的管轄裁判所とする。

(疑義等の決定)

第14条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じたときは、本市事業者協議の上、これを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書〇通を作成し、本市事業者記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市
代表者 広島市長 松井 一實

事業者 代表企業
住所
法人名
代表者名

構成員
住所
法人名
代表者名

構成員
住所
法人名
代表者名